

# 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

1.	国有財産・政府保有株式	P 1
2.	特別会計	P 4
	・ 国債整理基金特別会計	P 4
	・ 外国為替資金特別会計	P 5
	・ 年金特別会計	P 6
	・ エネルギー特別会計	P 7
3.	公務員人件費	P 8
4.	入札改革	P 9
5.	独立行政法人の不要資産	P 11
6.	公共事業（5%執行留保）	P 12
7.	国債日銀引受	P 13
8.	その他	P 14
	・ 復興祈念貨幣	P 14
	・ 電波オークション	P 15
9.	【追加】政府保有株式	P 16
10.	【追加】エネルギー対策特別会計	P 20

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

### 1. 国有財産・政府保有株式

財源提言事項	政府の考え方	反映可能額
3,000 億円の未利用国有地の売却。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未利用国有地については、区画整理事業が進行中など直ちに売却しにくい財産を除くと 1,100 億円程度であるが、売却可能な財産については、速やかに売却し、歳入確保に努める。</li> <li>○ 国有地売却収入は、毎年度の一般会計当初予算に計上(平成 22 年度決算 776 億円、平成 23 年度予算 975 億円)。</li> </ul>	—
1.7 兆円の公務員宿舎の売却と有効利用。— PRE 戦略(H22.12.8)による国家公務員宿舎の削減による収入を復興財源とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後策定する具体的な削減計画に基づき国家公務員宿舎を概ね 5 年を目途に約 21.8 万戸から 18.1 万戸程度に 15% 強削減する中で、必要性の低い宿舎は廃止して跡地の売却等を進め、可能な限り財政に貢献していきたい。</li> <li>○ なお、現在具体的な削減計画を策定していることから、現時点では宿舎削減による具体的な売却収入を見込むことは困難。</li> </ul>	$\alpha$ [売却に努めるが、現時点での具体的な計数の提示は困難]
130.6 億円の衆議院・参議院の所有資産（旧高輪議員宿舎含む）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆議院・参議院が保有する資産については、国会で御議論いただくことではあるが、仮に、議院運営委員会等の決定に基づき財務省への引継ぎが行われた場合には、速やかに売却等を行っていきたい。</li> </ul>	$\beta$ [国会での御議論を踏まえ、適切に対応]
霞ヶ関の空中権を売却して復興財源とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 永田町・霞ヶ関地区（中央官衙地区）は、首都の中核にふさわしい環境、景観を持つ地区として整備することとされており、国家機関が所有する建築物等に限り立地が可能で、都市計画法に基づき、建築物の容積率の限度は 500 パーセント、施設の高さについては皇居等との関係に留意すると決められている。</li> <li>○ このため、霞ヶ関地区の空中権の売却については、上記の点も踏まえた議論が必要。</li> </ul>	—

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財源提言事項	政府の考え方	反映可能額
<p>NTT株は、政府の保有義務が課せられているが、</p> <p>①これが必要なのか議論すべき。</p> <p>②黄金株の発行により、保有義務を見直すべき。</p>	<p>① NTT株については、政府保有義務分以外は既に売却済み。 NTTは、ユニバーサルサービス提供責務や研究の推進・成果普及の責務を有しており、特定の者に経営が支配されたり、株主権が濫用されたりするがないよう、政府がNTT株を保有。 更なる売却には、政府保有義務の見直しが必要（法律改正事項）であり、電気通信政策からの慎重な議論が必要。</p> <p>② いわゆる「黄金株」は会社法の定める拒否権付種類株式に該当すると考えられるが、原則として拒否権付種類株式の発行は、東証が定める上場廃止事由に該当する。また、種類株式の発行には定款の定めが必要であるが、NTTの定款には現在この定めがない。定款変更には特別決議（2/3以上の賛成）が必要であるが、一般株主の権利を制限する議決を、一般株主の賛同を得て行うことは困難。</p>	今後慎重に検討  困難
<p>JT株は、政府の保有義務が課せられているが、</p> <p>①これが必要なのか議論すべき。</p> <p>②黄金株の発行により、保有義務を見直すべき。</p>	<p>① JT株については、政府保有義務分以外は既に売却済み。 たばこ事業法において、国内たばこ農家の経営安定のため、割高な国産葉たばこのJTによる全量買取りとJTの製造独占を定めており、この全量買取りが確実に行われるよう、政府がJT株を保有。 更なる売却には、政府保有義務の見直しが必要（法律改正事項）であり、たばこ産業のあり方からの議論が必要。</p> <p>なお、平成23年度の税制改正大綱において、平成24年度以降の税率引上げの判断の過程で、「たばこ法制について、（略）たばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指す」とされている。</p> <p>② いわゆる「黄金株」は会社法の定める拒否権付種類株式に該当すると考えられるが、原則として拒否権付種類株式の発行は、東証が定める上場廃止事由に該当する。また、種類株式の発行には定款の定めが必要であるが、JTの定款には現在この定めがない。定款変更には特別決議（2/3以上の賛成）が必要であるが、一般株主の権利を制限する議決を、一般株主の賛同を得て行うことは困難。</p>	今後検討  困難

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
③例えば、他の義務付けや国による戸別所得補償など別のやり方により、保有義務を見直すべき。	<p>③ J T株の政府保有義務見直しの検討にあたっては、JTによる国産葉たばこ全量買取、JTによる製造独占という政策と政府保有義務との関係について議論を行う必要がある。なお、JTによる国産葉たばこ全量買取は、葉たばこ耕作者の保護を全て喫煙者に負担させる仕組み。仮に、JTによる国産葉たばこの全量買取を廃止する代わりに、たばこ耕作者に対する戸別所得補償等を講じる場合、非喫煙者も含めた納税者に新たな負担が発生する点に留意が必要。</p>	今後検討
日本政策投資銀行と商工組合中央金庫の株式については、将来的には売却する方向で、復興財源とすべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政投銀と商工中金は、リーマンショックに係る危機対応業務をそれぞれ数兆円規模で実施したほか、現在も東日本大震災に係る危機対応業務に注力しているところ。 政投銀と商工中金の株式については、こうした「危機対応業務の実施の状況等を勘案し」(政投銀法附則第2条、商工中金法附則第3条)、26年度末を目途に、政府による株式保有の在り方、組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるまでの間は、売却しないこととされている。</li> <li>○ また、売却にあたっては、投資家に将来のビジネスモデルを示すことが必要であり、まずは組織の在り方についての結論を得ることが不可欠。</li> </ul>	組織の在り方についての検討が必要

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

### 2. 特別会計

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
<p>国債整理基金の積立金については取り崩し、復興財源に活用すべきである。</p> <p>①特に買入消却を行うとしている3兆円の活用。</p> <p>②60年償還ルールに固執せず、定率繰入れを停止。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国債整理基金は、一般会計からの定率繰入れ等の繰入れと償還との時期の一時的なズレから、制度的に積み立てられているものであり、将来の国債の償還財源である。</li> <li>○ したがって、これを取り崩すことは、①市場からの信認を損なうおそれがある、②取り崩した分だけ将来の国債償還資金に不足を来たし、いずれ一般会計からその分繰り入れる必要があり財源とならない（隠れ借金）。</li> <li>○ 買入消却に充てることとしている資金の流用については、上記の問題点があることに加え、流用に伴い既に公表済みの買入消却を停止すれば、市場に不測の影響を与えるおそれがある。</li> <li>○ 定率繰入れについては、一般会計が発行した国債が借換えを行いながら60年で償還されるよう、国債残高の1.6%を一般会計から国債整理基金特会に繰り入れるものであり、特別会計に関する法律に規定されている。また、特別会計に関する法律には、国債整理基金特会から一般会計への繰入規定は存在しない。</li> <li>○ 過去に定率繰入を停止したときは、国債残高がまだ少なく大量の償還を迎えていなかった時期や、NTT株式の売却収入等の別途の財源を有していた時期であった。また、当時と比べ財政状況が著しく悪化し、財政規律に対する市場の意識も当時と大きく異なっており、同列に論じることは適当ではない。</li> </ul>	—

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
<p>外為特会の積立金を取り崩して一般会計に繰り入れ、復興財源に充てるべき。</p>	<p>○ 外為特会の積立金を取り崩して一般会計に繰り入れることについては、以下のような問題点がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約 19 兆円 (23年3月末、1ドル=78円の場合) である外為特会の債務超過幅が更に拡大し、財務の健全性を更に悪化させること。</li> <li>・ 債務超過のもとでは、積立金の取り崩しは、一般会計から外為特会への赤字の付け替えであることに加え、政府短期証券 (FB) という資金繰り証券により調達した資金を一般会計の財源として使うことになり、財政制度の根幹に抵触しかねないこと。</li> <li>・ 内外から、一般会計の赤字国債隠し、粉飾的な会計操作との批判を招き、財政運営への信認が低下するおそれもあること。</li> <li>・ 積立金は財投預託されており、これを取り崩せば、同額の財投債の発行が必要となる。したがって、積立金の取り崩しは、国全体として見れば、財投債を発行して一般会計の財源とすることと同じであり、国債の増発という意味で、赤字国債の発行と変わらない（注）ため、新たな財源を捻出したこととはならないこと。</li> </ul> <p>(注) 国債市場では、財投債や赤字国債といった区別なく発行されている。</p>	—

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
年金積立金を震災復旧・復興事業に流用すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金積立金は、すべて被保険者と事業主が拠出した保険料を原資とするものであり、その使い道は年金給付に限定され、他の目的のために取り崩すことは法律上認められない。</li> <li>○ 保険料は国民の安定した老後生活の基盤となる年金の原資として国民にご負担いただいたものである。また、年金積立金は世代間の負担と給付の公平性を保つ観点から、長期にわたり計画的に取り崩すこととなっている。</li> <li>○ 年金積立金を震災復旧・復興事業の財源に充てることは、年金保険料の流用に他ならず、年金制度への国民の信頼と長期的な維持可能性を損なうことから、適当ではない。</li> </ul>	一
過去、国庫負担の繰り延べを行っているのだから、年金積立金を一時的に震災復旧・復興事業に流用してもよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年金積立金を一時的であっても災害復旧・復興事業の財源に充てることは、年金保険料の流用に他ならず、年金制度への国民の信頼と長期的な維持可能性を損なうことから、適当ではない。</li> <li>○ 過去に繰り延べを実施した際には、年金財政の保険料収入が歳出を上回っていたが、現在は歳出超過の状態で、毎年積立金を取り崩して給付費に充てているところであり、同列に議論すべきではない。</li> </ul>	一

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
<p>エネルギー特会について、原子力推進のための広報を含む23年度予算の執行や周辺地域整備資金の見直し、特会保有株式の売却などを行うべき。</p> <p>また、民間の資金ではあるが、原子力環境整備促進・資金管理センターの積立金の活用も検討すべき。</p>	<p>○ エネルギー特会については、原発事故を踏まえた23年度予算の執行の見直し、立地自治体の意向・要望を踏まえた周辺地域整備資金の見直し、「エネルギー安定供給の効率的な実現」と「売却資産価値の最大化」とを踏まえた保有株式の売却により、財源を捻出するよう努力する。これに加え、24年度及びそれ以降の予算編成過程においてエネルギー特会の歳出の見直しを行う。</p>	<p>エネルギー特会については、5年間で少なくとも500億円の財源を捻出。</p>

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

### 3. 公務員人件費

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
<p>公務員人件費削減（公務員給与臨時特例法案）</p> <p>小委員会での御意見</p> <p>公務員給与臨時特例法案による公務員人件費削減額は、復興財源とするのか、一般財源とするのかを議論すべきである。</p>	<p>【法案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本法案は、昨年の 11 月の給与改定取扱方針の閣議決定に沿いつつ、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、さらなる歳出削減が不可欠となつた状況も踏まえ、検討を重ねてきたもの。</li> <li>○ また、本法案による給与減額は、現在の人事院勧告制度下においては、極めて異例のものであることから、職員団体と真摯に話し合いを行った上（公務員連絡会とは合意。一方、国公労連とは合意に至らず。）、6 月 3 日、法案を国会へ提出。</li> </ul> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府は、6 月 3 日、公務員給与臨時特例法案と同時に自律的労使関係制度を措置するための法案を国会へ提出。</li> <li>○ 両法案は、法律としては別の中ではあるが、今般の給与減額が、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自律的労使関係制度を先取りする形で行うものであること</li> <li>・ 自律的労使関係制度が本格実施される平成 25 年度末までの措置であること</li> </ul> から、同時提出としたものである。           こうした経緯等を踏まえ、政府としては、両法案の同時成立に向けて努力してまいりたい。         </li> </ul>	<p>公務員給与臨時特例法案が成立した場合、平年度ベースで 2,900 億円程度（総務省による暫定的試算）</p> <p>公務員給与臨時特例法案による給与減額措置は、公布日の翌々月から平成 25 年度末まで実施（ただし、自衛官等は 6 ヶ月を超えない範囲で実施開始を延期）</p>

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

### 4. 入札改革

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
「競り下げ」方式等の本格導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「競り下げ」については、今年度に実施する試行を通じて、コスト削減や新規参入等の効果、中小企業の受注機会や事業活動への影響等についての十分な検証を行うことが必要。</li> <li>○ 「公共サービス業務」におけるコスト改善については、これまで「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、官民又は民間競争入札により、事業の実施主体を決定し、公共サービスの質の維持向上と経費削減を図ってきたところ（いわゆる「市場化テスト」）。今後も、同法律に基づき効果的な予算執行を目指すことが重要と認識。</li> </ul>	現時点での具体的な計数の提示は困難
「価格仕分け」の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提言の随意契約や政府系公益法人からの調達等については、随意契約適正化・一般競争方式拡大の取組をはじめ、各府省における政府系公益法人に対する支出の見直しなど、これまで政府部内において様々な改革を行ってきたところ。今後も、行政刷新会議公共サービス改革分科会において取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」の提言も踏まえ、引き続き調達の改善を進めていくことが重要と認識。</li> <li>○ 提言の4.3兆円には、政策的な資源配分である財政融資資金貸付が3.7兆円含まれている点に留意。</li> </ul>	現時点での具体的な計数の提示は困難

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
各府省HPにおけるバナー広告による収入確保の提案	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 府省においては、既に国が管理するウェブサイトや広報印刷物に広告を掲載すること等により、歳入の確保に努めることになっているが、今のところその取組は一部にとどまっている状況。</li><li>○ このため、平成23年度より、手続の明確化等、効率的に広告事業を推進できる体制を構築し、業務に支障を及ぼさない範囲でバナー広告等の一層の活用を促進する所存。</li></ul>	現時点での具体的な計数の提示は困難

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

### 5. 独立行政法人の不要資産

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
不要資産の国庫納付等 22 年度中に講ずべきとされた事項を確実に実施させるようにするのもとより、実施・検討中の事項についても、基本方針を踏まえ、速やかな実現を図るべき。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、22 年度に 6,420 億円が国庫納付され、23 年度当初予算において 13,408 億円が歳入計上されており、既に 1 兆 9,000 億円の財源を確保。</li><li>○ 今後も、講ずべきとされた事項の実施状況について徹底的に精査し、財源確保に努めてまいりたい。</li></ul>	γ

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

### 6. 公共事業（5%執行留保）

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
<p>西日本でも防災対策に力を入れたいとの動きがあり、5%執行留保は早急に解除すべき。</p> <p>5%執行留保の解除に当たっては、必要性の高い事業への重点化が可能となるよう弾力的に対応すべき。</p> <p>近年の公共事業予算縮減により、災害時の支えとなる各地域の地元建設業者の倒産が相次いでおり、5%執行留保は早急に解除すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件については、本年4月1日の閣議における財務大臣発言を受けて、各府省において、公共事業関係費・施設費の5%を一つのめどとして執行をいったん留保しているところ。            (参考) 阪神・淡路大震災の際の7年度予算において、5%程度を目途に執行留保が行われ、うち3割程度が被災地の復興対策に配分されている。</li> <li>○ 本件の取扱いについては、速やかに結論を出してまいりたい。</li> </ul>	今後検討

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

### 7. 国債日銀引受

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
日銀引受けで財源を捻出すべき。	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 戦前・戦中に多額の公債を日銀引受けにより発行した結果、急激なインフレを経験。その反省から、財政法において日銀引受けを禁止。他の主要国においても直接引受けは禁止。</li><li>○ いずれにせよ、日銀が国債を保有しても、市中で保有されるのと同様、償還が必要な借金であることに変わりはなく、財源が捻出できるものではない。</li></ul>	—

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

### 8. その他

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
記念（祈念）貨幣を発行した利益を財源とすべき。	<p>○ 記念貨幣は「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行」される。</p> <p>復興祈念貨幣の発行には、上記の閣議の決定又は新たな法律の制定が必要と考えられるが、こうした場合、貨幣発行当局として適切に執行する所存。</p> <p>○ ただし、以下の点について留意する必要。</p> <p>(1) 貴金属を用いたプレミアム型貨幣の場合、販売価格は、地金価格に製造・販売等のコストを加算したものであるので、その性質上、収益はほとんど見込めない（金貨の場合、20gでも10万円弱となり、どれ程の需要が見込めるか不明）。</p> <p>(2) 原材料が低価の貨幣（千円・五百円）については、発行する都度、利益が出ることは事実であるが、例えば五百円貨幣の場合、200万枚発行したとしても、利益は10億円マイナス製造原価に止まる。</p> <p>また、その貨幣が実際に使用され、政府に還流した場合には、収益は消えてしまい、コストのみがかかったこととなる。</p> <p>なお、現在、造幣局は「地方自治法施行60周年記念貨幣」（年間6～7県）の製造に取り組んでおり、現行の製造能力をフルに使用している。同記念貨幣に関しては、1県当たり次の販売利益（実績）を上げているところ。</p> <p>千円銀貨幣（10万枚）：約1.5億円  五百円貨幣（200万枚）：約9.4億円</p>	—

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財源提言事項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
電波オークションの収入を復興財源に使うべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 22 年 12 月に総務省が決定・公表した「『光の道』構想に関する基本方針」において、「第 4 世代移動通信システムなど新たな無線システムに関しては、諸外国で実施されているオークションの導入についても、早急に検討の場を設けて議論を進める（新無線システム移行までに関係法律の改正が間に合うように結論を得る）。」こととされ、同月に総務省が公表した「『光の道』構想実現に向けた工程表」において、オークションについては、平成 23 年内に取りまとめを行うこととされた。</li> <li>○ これを踏まえ、平成 23 年 3 月に、総務副大臣（情報通信担当）主催の「周波数オークションに関する懇談会」を開催しており、年内を目途に取りまとめを行う予定。</li> </ul> <p>※ 第 4 世代移動通信システムは、2015 年頃からの実用化が予定されている。</p>	—

# **財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項**

**<政府保有株式【追加】>**

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財 源 提 言 事 項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
日本郵政の株式は、郵政改革法案で2／3の売却が予定され、復興財源として活用可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、「郵政株式売却凍結法」により、政府保有の日本郵政株式会社の株式の売却は凍結されているところ。 今国会において継続審議中の「郵政改革関連法案」が成立すれば、「郵政株式売却凍結法」が廃止され、政府に義務付けられる議決権の1／3超保有に係る部分を除いた日本郵政株式会社の株式の売却が可能となる。</li> </ul>	—
復興財源確保のために、成田国際空港の株式を売却できないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年4月8日の閣議決定（規制・制度改革に係る方針）において、『平成22年5月に取りまとめられた国土交通省成長戦略における「これまで完全民営化の方向性が議論されてきた、成田国際空港株式会社の経営の在り方については、今後、首都圏空港における容量拡充の推移、全国の空港経営の在り方に関する議論も踏まえ、成田空港のアジアにおけるハブ空港としての地位確立に向けて、民営化戦略、手順が検討されるべきである』との方針を踏まえ、今後、所要の検討を行う』こととされたところであり、成田空港会社の株式売却は、当分の間、困難。</li> <li>○ なお、国土交通省成長戦略においては、民営化戦略について、国が100%株式を保有した上で民間に経営委託する「コンセッション」も選択肢として挙げられており、成田空港会社の民営化戦略の検討に当たっては、今後、様々な手法について検討することとしている。</li> </ul>	民営化戦略について今後検討

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財 源 提 言 事 項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
復興財源確保のために、関西国際空港の株式を売却できないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関空と伊丹の経営統合に関する法律が成立し、平成 24 年度には国の持っている関空会社株は新関空会社に出資されることが決定されている。また、経営統合後の新関空会社株については、法律により国 100% 保有が義務づけられている。</li> <li>○ 同法により、関空・伊丹を有効活用して事業価値の増大を図り、できるだけ早期にコンセッション（公共施設等運営権の設定）を実現し、1兆円を超える関空の負債完済を目指すこととしている。</li> <li>○ 関空会社は1兆を超える債務を抱えていることから、毎年 75 億円の政府補給金の支給により信用力を補完（資金調達コストの低減）している。さらに、政府補給金を加えた純利益を見ても、H21 年度 1 億円、H22 年度 73 億円と低いレベルに止まっていることから、平成 24 年 7 月（予定）の新会社移行までの間に株を売却することは困難である。</li> </ul>	困難
復興財源確保のために、中部国際空港の株式を売却できないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際拠点空港の経営に当たっては、適正な運営を確保するための国との関与の在り方も含めて、総合的に検討する必要がある。</li> <li>○ 中部空港は、純利益が平成 21 年度△27 億円、平成 22 年度 10 億円と低いレベルに止まっており、また、今後も大幅な収益改善が見込まれていないことから、簿価より相当程度低価格でなければ、株式を売却することは不可能と考えられる。</li> </ul>	困難
高速道路会社の株式を売却すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高速道路会社に関しては、マニフェストの無料化の扱いについて党において議論がなされている状況であることから、現時点で、株式売却を検討できる環境にないと考えている。</li> <li>○ 株式売却については、この状況を踏まえるとともに、高速道路の債務返済をはじめとする経営状況等を見極めた上で、首都高速、阪神高速及び本四高速の出資地方公共団体とも調整しながら、検討することが必要であると考えている。</li> <li>○ なお、高速道路が国民共有の財産であり、高い公共性を有していること、会社に対する市場の信用力を確保し、経営の安定化を図る必要があること等の観点から、株式の政府保有義務を課しているところ。</li> </ul>	マニフェストの無料化の扱いに関する議論の状況や経営状況等を踏まえるとともに、出資団体との調整が必要であり、現時点では困難

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財 源 提 言 事 項	政 府 の 考 え 方	反映可能額
日本政策金融公庫の株式については売却し、復興財源とすべき。	<p>○ 日本政策金融公庫の株式については、法律上全額政府保有義務が課されている（日本公庫法第3条）。</p> <p>これは日本公庫が、政府の政策として行う金融業務を担う機関であり、その意思決定に政府以外の者が参画するのは適当ではないこと、また、政府出資や財政融資資金の貸付等財政上の支援を受けていることに鑑み、政府以外の者が日本公庫の剰余金の配当を通じて経済的な利益を受けることは、適当ではないことによるものである。</p>	—

# **財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項**

**<エネルギー対策特別会計【追加】>**

## 財源検証小委員会・財源チーム総会での財源提言事項

財源提言事項	政府の考え方	反映可能額
<p>エネルギー特会について、原子力推進のための広報を含む 23 年度予算の執行や周辺地域整備資金の見直し、特会保有株式の売却などを行うべき。</p> <p>また、民間の資金ではあるが、原子力環境整備促進・資金管理センターの積立金の活用も検討すべき。</p>	<p>○ エネルギー特会については、原発事故を踏まえた 23 年度予算の執行の見直し、立地自治体の意向・要望を踏まえた周辺地域整備資金の見直し、「エネルギー安定供給の効率的な実現」と「売却資産価値の最大化」とを踏まえた保有株式の売却により、財源を捻出するよう努力する。これに加え、24 年度及びそれ以降の予算編成過程においてエネルギー特会の歳出の見直しを行う。</p> <p>なお、原子力環境整備促進・資金管理センターの積立金については、民間の資金のため、復興財源に充てることは困難。</p>	<p>エネルギー特会については、5 年間で少なくとも 500 億円の財源を捻出。</p>

## エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の歳入・歳出構造

